

30 福保高介第1406号
平成30年10月25日

都内 訪問看護ステーション管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
(公印省略)

「訪問看護ステーションの出張所の取扱いについて」の一部改正について

日ごろから、介護保険事業の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、「訪問看護ステーションの出張所の取扱いについて」(平成22年3月9日付21福保高介第1332号)の一部を下記のとおり改正しましたので、通知します。

なお改正後全文は別紙をご参照ください。

記

1. 改正理由

- (1) 介護保険法施行規則の改正による一部提出書類の削減
- (2) 加算様式番号の変更
- (3) その他、必要な文言の整理

2. 改正箇所

| 該当箇所 | 旧 | 新 |
|-------|--|---|
| 1.(3) | <p>【参考】</p> <p>○ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日 条例第111号) 第66条</p> <p>1 指定訪問看護ステーションは、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。以下略</p> <p>2及び3 略</p> <p>○ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人</p> | <p>【参考】</p> <p>○ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日 条例第111号)</p> <p>○ 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人</p> |

| | | |
|----------|---|---|
| | <p>員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成25年3月29日付24福保高介第1882号）</p> <p>第3の3の2の（1）</p> <p>事務室 事業の運営に必要な広さを有する専用のもの</p> <p>設備及び備品 訪問看護サービスの提供に必要なもの</p> <p>感染予防に必要な設備等に配慮</p> <p>（都指定時の基準 手指洗浄の場所、手指消毒備品等）</p> <p>（都指定時の基準）</p> <p>個人情報管理 鍵付書庫等</p> | <p>員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成25年3月29日付24福保高介第1882号）</p> |
| 2.(1)(注) | <p>（注）法人により定款及登記の変更が必要な場合があり、この場合は、変更後の定款（写）及び登記簿謄本を添付すること。</p> | <p>（注）法人により定款及登記の変更が必要な場合があり、この場合は、変更後の登記簿謄本を添付すること。</p> |
| 2.(2) | 加算様式1-3-2 | 加算様式3-2 |
| その他 | <p>問い合わせ先</p> <p>東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係</p> | <p>問合せ先</p> <p>東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当</p> |

問合せ先 介護保険課介護事業者担当
03-5320-4593